

うるま市学習等供用施設その他の施設条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則をここに公布する。

令和８年８月３１日

うるま市長 中村 正人

うるま市規則第４２号

うるま市学習等供用施設その他の施設条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則

うるま市立体育施設条例の一部を改正する条例（令和８年うるま市条例第１０号）の施行期日は、令和８年８月３１日とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。